平成２９年（フ）第１２３０号
札幌市手稲区曙４条３丁目１番５―201号
債務者　水口　祐子（旧姓朝妻）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２号
金沢市木越町レ31番地１　想愛木越グループホーム、住民票上の住所（従前の住所）金沢市小坂町中25番地１
債務者　西川とし子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　亘市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８７１号
埼玉県久喜市下早見1172番地５
債務者　加藤　岳夫
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目11番８号
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６２１号
堺市美原区大饗140番地１　ウエストヒルズ202号、前住所大阪府羽曳野市向野１丁目６番４号
債務者　大久保あゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２６号
北海道根室市北斗町４丁目８番地１
債務者　阿部　和彦
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第８８号
青森県八戸市大字白銀町字沢向18番地１
債務者　工藤かつえ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
青森県八戸市小中野２丁目６番11号　小山ハイツ１号室
債務者　赤坂　徹
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
宮城県多賀城市八幡１丁目５番１号　タウンズ・ヤワタ207号
債務者　菅原　道彦
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０２号
仙台市青葉区立町12番12―701号
債務者　及川　和泉（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
宮城県名取市ゆりが丘５丁目10番地の１
債務者　小川かすみ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
仙台市宮城野区清水沼２丁目３番20号　第１清京荘205
債務者　白澤　早苗
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８８号
仙台市青葉区小松島２丁目９番８―101号
債務者　八島　茂樹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
秋田県大仙市南外外小友字十二ケ沢77番地、前住所秋田県大仙市東川字佐戸19番地４
債務者　佐々木　奏
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１２２号
茨城県土浦市荒川沖６番地194　プリムローズ303、前住所茨城県土浦市荒川沖５番地109
債務者　福山みゆき
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５号
茨城県古河市北山田226番地４
債務者　今川　彰
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１７号
茨城県坂東市大口2844番地　ダイワコーポⅡ112号
債務者　近藤　巧
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部